

監査結果（包括外部監査）に係る措置通知書

市立病院	(平成 29 年度)	
監 査 結 果 (指 摘 事 項)	改 善 措 置	
<p>2 一般会計負担 (1) 一般会計負担の過大算定 (遷延性意識障害者医療費負担金について)</p> <p>当該個別事業の収支差を把握せずに、診療収入単価差に基づいて一般会計負担を積算することは不適切であり、一般会計負担の過大算定が懸念される。</p>	<p>遷延性意識障害者医療費負担金について、当該医療費にかかる個別事業の収支差を把握し、診療収入単価差に基づく積算額と比較した上で、一般会計の過大負担とならないよう合理的な金額で算定することとした。</p>	